毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人

県 編集 佐伯印刷株

Ŧi.

定款に記載された目的

この法人は、成年後見制度を周知、普及するとともに、高齢や障がい、疾病等のために

大

分

定価 箇年 三万八千八百八十円)

目

次

示

平 成二十八 年

十月二十五日 第二八二五号

日

曜

身体能力や意思判断能力等が不十分な人々に対して、人間としての尊厳や権利主体として

(火 って、すべての住民が自分らしい の立場が損なわれず、権利擁護支援を通じて、必要なサービス・支援を確保することによ

大分県告示第五百五十一号

普通に安心して幸せを感じて暮らすことができる地域づくりを図ることを目的とする。

「地域自立生活」を営む基本的な権利が守られ、地域で

り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次のとお

平成二十八年十月二十五日

変更申請のあった年月日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

平成二十八年十月十二日

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………………………………………………………………………

Q 告

示

告

変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大分市日中友好協会

.....四

代表者の氏名

足 立 紀男

四 主たる事務所の所在地

大分県大分市

Ŧi. 定款に記載された目的

定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十八年十月二十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

る。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)

第十条第一項の規定により、

次のとおり特

大分県告示第五百五十号

を行い、日本と中国はもとよりアジア更には世界の平和と繁栄に寄与することを目的とす この法人は大分市を基盤として、日本・中国両国民の相互理解と友好発展に関する事業

六 定款変更の内容

事業の変更

会員に関する事項の変更

 $\stackrel{-}{=}$

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おおいた成年後見権利擁護支援センター

申請のあった年月日 平成二十八年十月十一日

三

代表者の氏名

利 武

几

主たる事務所の所在地

杵市大字田井千二百九十七番地

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産に関する事項の変更

会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

平成二十八年十月二十五日

大分県報 (告示)

		3				
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	······································				
大分県告示第五百五十二号	五十二号				O公 生	告
道路法(昭和1	(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、	未第一項の規定		次のように道路の		
区域を変更する。					建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、	二十九条第一項の規定により、次のとおり処分し
その関係図面に	その関係図面は、平成二十八年十月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備	9二週間大分県	土木建築部道	路保全課に備		
え置いて一般の縦覧に供する。	<b>桃覧に供する。</b>				平成二十八年十月二十五日	
平成二十八年	平成二十八年十月二十五日					大分県知事 広 瀬 勝 貞
	大分県知事	宗知事 広	瀬	勝貞	一 処分をした年月日	
及び路線名	区間	前後別	敷地の幅員	延長	二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる別表のとおり	主たる営業所の所在地、建設業の許可番号及び取消処
1.速	新二也もいう 見郡日出町大字川崎字大峰二六六		ニ・ドートル	メートル	別をうとなり	
県道日出真 五津	五七番二地先まで連見郡日出町大字大神字多良殿二五月間二 はりから	前 	く 二 七 : 二	三三七・〇	建安養医育二十七年第一頁によび、建成三年の分の内容	党等)午丁)又肯・
	新三から 晃郡日出町大字川崎字大峰二六六		一 九 ·		四処分の原因となった事実の記録を表記される。	ing 含 C ing I C 耳 Y l
五速	五七番二地先まで速見郡日出町大字大神字多良殿二五	後	\frac{\frac{1}{2}}{2}	三三七・〇	建設業を廃止した旨の届出があった。別表に記載された建設業者から、建設業法第十二条の規定により、	業法第十二条の規定により、大分県知事に対し、
大分県告示第五百五十三号	月五十二号				このことは、建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。	項第四号に該当する。
供用を開始する。	始する。(昭和二十七年法律第百八十号)第十八名	第十八条第二項の規定により、		次のように道路の		
その関係図面は、	は、平成二十八年十月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備	9二週間大分県	土木建築部道	路保全課に備		
平成二十八年十月二十五日え置いて一般の縦覧に供する。	平成二十八年十月二十五日いて一般の縦覧に供する。					
	大分品	大分県知事 広	瀬	勝貞		
道路の種類及び	路線名 供用開始	区間	供用	開始年月日		
県道日出真那井杵築線	<ul><li>仕築線</li><li>一地先まで</li><li>二地先まで</li><li>一地先まで</li><li>一地先まで</li><li>一地先まで</li><li>一地先まで</li><li>一地先まで</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、</li><li>一つ、<!--</td--><td>多良殿二五五六大峰二六六九五</td><td></td><td>平二八 - 〇 - 二五</td><td></td><td></td></li></ul>	多良殿二五五六大峰二六六九五		平二八 - 〇 - 二五		

別表				
商号又は名称	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る 建設業の種類	許可の取消処分 年月日
有限会社裕建設	中津市大字永添1784-1	大分県知事許可(般 – 23)第7298号	全 部	平成28年7月20日
有限会社ティ・シー・エー	豊後高田市払田113	大分県知事許可(般-26)第11364号	同 上	平成28年7月28日
吉見施工吉見正孝	佐伯市弥生大字門田1715	大分県知事許可(般 – 26)第12169号	同 上	平成28年8月23日
有限会社徳永組	日田市天瀬町桜竹1099-6	大分県知事許可(般-23)第10638号	同 上	平成28年8月15日
坂本建築坂本譲司	日田市大肥町38-3	大分県知事許可(般 – 25)第10978号	同 上	平成28年8月16日
榎本建築榎本廣海	豊後高田市羽根3277 - 1	大分県知事許可(般-25)第12008号	同 上	平成28年8月19日
株式会社雄城	竹田市大字会々4693-1	大分県知事許可(般 – 24)第2055号	管工事業	平成28年8月8日
竹田建設株式会社	竹田市大字飛田川1541 - 1	大分県知事許可(特・般-23)第2027号	土木工事業、とび・土 工工事業、管工事業、 しゅんせつ工事業	平成28年8月1日
丸宗工業有限会社	佐伯市大字稲垣455 – 1	大分県知事許可(般 – 28)第9548号	建築工事業	平成28年8月2日
株式会社九大技建	由布市庄内町柿原236	大分県知事許可(般 – 24)第9189号	土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成28年8月19日
亀川設備工業株式会社	別府市亀川東町17-20	大分県知事許可(般 – 27)第6864号	土木工事業、とび・ 土工工事業、石工事 業、鋼構造物工事 業、ほ装工事業、し ゅんせつ工事業、水 道施設工事業	平成28年8月23日